

化審法施行令の一部を改正する政令の公布について

「化学物質の審査及び製造等の規則に関する法律(化審法)施行令の一部を改正する政令」が2026年5月19日に閣議決定され、2026年5月22日に公布されました。本政令の概要は以下の通りです。

(1)長鎖ペルフルオロアルカン酸(LC-PFCA)又はその塩、LC-PFCA 関連物質、クロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン(MCCP)について、第一種特定化学物質に追加指定する。

(2)LC-PFCA 又はその塩、LC-PFCA 関連物質、MCCP が使用されている場合に輸入することができない製品として、潤滑油等の製品を定める。また、クロルピリホスが使用されている場合に輸入することができない製品として、木材用の防虫剤を定める。

(3)取扱い時に国が定める技術上の基準等に従わなければならない製品として、LC-PFCA 又はその塩、LC-PFCA 関連物質が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤を定める。

【今後のスケジュール】

施行期日：2026年11月22日

当社では製品分析に実績と豊富な経験があります。詳しくは、当社製品分析担当者（フリーダイヤル0120-01-2590）までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2026年5月19日付 厚生労働省報道発表資料](#)
[2026年5月19日付 経済産業省報道発表資料](#)
[2026年5月19日付 環境省報道発表資料](#)

下記の記事をご希望の方は編集室までご連絡下さい。

[1. 2024年度土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果について](#)

第10次水質総量削減の在り方について

環境省の中央環境審議会水環境・土壌農薬部会において、「第10次水質総量削減の在り方について－総量削減から総量管理への転換－(報告)」が取りまとめられ、2026年5月7日付けで中央環境審議会会長から環境大臣へ答申されました。

水質総量削減制度(現状)

・閉鎖性海域に流入する化学的酸素要求量(COD)と栄養塩類(窒素、りん)を対象とし、汚濁負荷量の総量を削減する制度

・9次にわたる水質総量削減の取組みにより水質は全体的に改善

水質総量管理制度(今後)

・栄養塩類の供給を可能とする栄養塩類管理制度を導入

・環境悪化の恐れがなく、地域ニーズがある場合、栄養塩類管理計画の策定による栄養塩類の増加措置を可能とし、当該措置の実施者には総量規制基準を適用除外

・総量削減制度の基本的な枠組は維持

当社では排水・環境水の分析に実績と豊富な経験があります。詳しくは、当社環境水・排水分析担当者（フリーダイヤル0120-01-2590）までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2026年5月7日付 環境省報道発表資料](#)

[2. 2026年度全国水生生物調査実施について](#)

[3. PCBの告示改正に関する意見募集について](#)

[4. 泡消火薬剤の取扱事業者及び所有者向けパンフレットの公表について](#)



消毒副生成物の検査の期間です！

特定建築物に該当する建物は、定期で水質検査が義務付けられています。中でも消毒副生成物の12項目は、水質検査の実施時期が決められており、6月～9月の間に実施する必要があります。詳しくは下記URLからもご覧いただけます。特定建築物における水質検査：<http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR08005.pdf>

お問い合わせはこちら



[過去の記事はこちら](#)

[お問い合わせはこちら](#)